

屋外焼却は禁止!!

- 雑草や枝木竹の焼却
- 家庭菜園から出た作物残さ等の焼却
- ドラム缶や焼却炉での焼却

屋外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）で禁止されていますので、行わないようにしましょう。

法律に違反した場合、重い罰則があります。

5年以下の懲役 または 1,000 万円以下の罰金（またはその併科）
（法人は3億円以下の罰金）

なお、市の指導に従わず違法な焼却行為を続けた場合、**警察と消防に通報**させていただきます。

▼ 根拠法令

○ 焼却禁止・・・法第16条の2

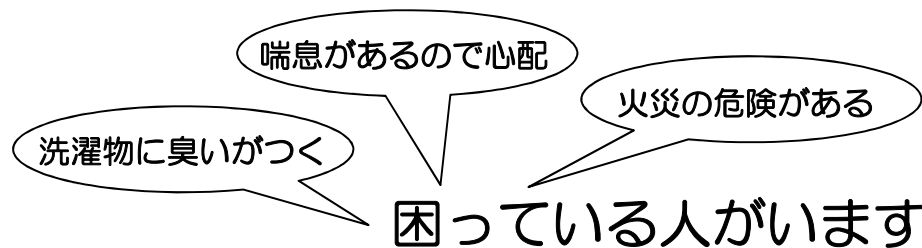
何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

○ 罰則・・・法第25条、第32条

このチラシは、可見市が作成しています。





屋外焼却を止めてください

下記の例外にあてはまる焼却であっても、可児市生活環境の確保に関する条例 第 11 条の「近隣住民に迷惑を及ぼさないよう努めるものとする。」に反することになり、行政指導の対象となります。
 ただちに消火してください。ご理解とご協力をお願いします。

- 屋外焼却の例外・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 16 条の 2
 - 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令（下記施行令）で定めるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第 14 条

- ① 国又は地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 天災その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上、又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
（例：どんど焼き、神社のかがり火）
- ④ 農林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却
（例：農業者が行う田畑の稲わら等の焼却、あぜ焼き、くん炭）
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行う廃棄物の焼却であって軽微なもの
（例：キャンプファイヤー）

▼ 廃棄物の出し方

廃棄物	出し方の注意点
剪定枝	直径 3cm までは可燃ごみ、直径 3cm 以上 10cm までは不燃ごみ金物類
角材	直径 3cm までは可燃ごみ、直径 3cm 以上 10cm までは不燃ごみ金物類
板切れ	厚さ 10cm までは不燃ごみ

※10cmを超える木類は、市の許可業者に依頼してください。

ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

- ◇可児市市民部環境課 0574-62-1111 (代表)
- ◇岐阜県可茂県事務所環境課 0574-25-3111 (代表)
- ◇可児警察署生活安全課 0574-61-0110 (代表)
- ◇可茂消防事務組合南消防署 0574-62-0119 (代表)